

PTA会員の皆様へ

令和8年度

福島県PTA安全互助会補償制度のご案内 (児童・生徒、PTA会員傷害・賠償補償制度)

(傷害保険普通保険約款+学校契約団体傷害保険特約 (学校の管理下外のみ補償)・PTA団体傷害保険特約)
(賠償責任保険普通保険約款 PTA特別約款)

子ども、PTAの安心のために

福島県PTA安全互助会は、昭和49年創設以来、児童・生徒の学校管理下外およびPTA会員のPTA活動中の補償関係について補償内容の充実を図ってきました。

本制度は、福島県PTA連合会を保険契約者とし、この保険制度に参加を希望するPTA組織の児童・生徒・PTA会員等を一括して保険の補償を受けられる方(以下「被保険者」といいます。)とする保険契約です。

詳しくは、右記の二次元コードより「児童・生徒・PTA会員傷害・賠償補償制度の概要」をご覧ください。

https://www.kyoeikasai.co.jp/pta_yakkan/gaiyou_fukushima.pdf



※このパンフレットのうち、保険に関する記載はその概要をご説明したものです。保険の内容についての詳しいことは引受保険会社へお問い合わせください。

おケガ・賠償事故の際は、すみやかに共栄火災までご連絡ください。

事故報告専用コールセンター(24時間365日対応可能)

0120-693-261

コールセンターへは、下記の項目をお伝えください。

①共通項目

- 入電者の氏名
- 児童・生徒の氏名、学年、クラス
- 学校名
- PTAの学校番号(会員番号)
- 事故日時____年____月____日____時____分頃

②おケガの場合

- ケガをした場所
- ケガをした時の状況、ケガの名称

③賠償事故の場合

- 事故状況
- 相手の方の氏名、被害物

※PTA未加入の方は補償対象外です。※学校へ在学証明書の発行を依頼する場合があります。

補 償 期 間

令和8年4月1日～令和9年4月1日

福島県PTA連合会・福島県PTA安全互助会

福島県福島市黒岩字田部屋53番5号 福島県青少年会館内

TEL 024-545-5982 FAX 024-545-5990 受付時間 9:00～16:00

引受保険会社

共栄火災海上保険株式会社

東北支店 福島支社

福島県福島市飯坂町平野字三枚長1番地1 (JA福島ビル)

TEL 024-554-3006 FAX 024-554-3025 受付時間 9:00～17:00

【補償の事例】

“こんな場合に補償されます”

1. 児童・生徒のケガ

学校契約団体傷害保険特約（学校の管理下外のみ補償）
付帯普通傷害保険（学校契約団体傷害保険）

◎児童・生徒の学校の管理下外（家庭内、休日、スポーツ少年団活動、登下校時等）での急激かつ偶然な外来の事故によるケガ（細菌性食中毒およびウイルス性食中毒を含みます。）および偶然な外来の日射・熱射による身体の障害（熱中症）を補償します。



●自宅でやけどをしてしまった。



●自動車にはねられてケガをした。



●自転車で転倒してケガをした。



●野球でケガをした。

※事故の日からその日を含めて7日目以降において入院保険金・通院保険金をお支払いする条件を満たしている場合に限り、入院保険金、手術保険金、通院保険金の支払対象となります。

Q 治療費が10万円かかった場合、保険金の支払額も10万円になるのでしょうか。

A 保険金の支払い額は、それぞれの学校が加入しているコースの入・通院保険金日額に、入・通院した日数を乗じた金額での支払いとなります。実際に支払った治療費がそのまま支払われる保険金の金額とはなりません。

2. PTA会員のケガ

PTA団体傷害保険特約付帯普通傷害保険（PTA団体傷害保険）

◎PTA会員（含む児童・生徒）が、PTA主催・共催行事に参加しているときの急激かつ偶然な外来の事故によるケガ（食中毒を含みます。）および偶然な外来の日射・熱射による身体の障害（熱中症）を補償します。



●PTA球技大会のため、PTAの計画による練習参加中にケガをした。



●PTA奉仕作業中、鎌でケガをした。

※入院・通院は1日目から保険金支払の対象になります。

Q PTA行事に参加中の児童・生徒の傷害に対する補償は、1日でも対象となりますか。

A たとえ1日でも補償となります。PTA団体傷害保険の日額の1日分が支払われます。なお、治療期間が7日以上の場合は、学校契約団体傷害保険とPTA団体傷害保険の両方から支払われます。

Q PTA会員の傷害補償の場合、授業参観に参加中の傷害事故について補償されますか。

A PTA会員の傷害補償はPTAが主催・共催の行事に参加中の傷害事故を補償します。そのためPTAが主催・共催でない単なる授業参観の場合は補償の対象となりません。

PTA主催・共催の授業参観の例…PTA総会と授業参観と一緒に開催する場合や授業参観と教育講演会を組み合わせた行事など

（1. 児童・生徒のケガ 2. PTA会員のケガ共に）

急激かつ偶然な外来の事故とは…下記3項目を全て満たす場合をいいます。

- 急激性=突然的に発生し、事故からケガまでの間に時間的間隔がないこと
- 偶然性=事故発生が予知できない、意思に基づかないもの
- 外因性=身体の外部からの作用によるもの

（上記3項目に該当しない例）

日焼け、熱中症、低温やけど、しもやけ、くつずれ、アレルギー性皮膚炎、疲労骨折、骨粗しょう症による骨折、腱鞘炎、慢性の関節炎、肩凝り、

テニス肘、野球肩、慢性疲労・筋肉痛（反復性の原因によるもの）、疾病などは“急激かつ偶然な外来の事故によるケガ”に該当しないため、保険金支払の対象とはなりません。

すでに存在していた身体の障害や病気（骨粗しょう症を含みます。）の影響によりケガの程度が重大となった場合は、その影響がなかった場合に相当する保険金（保険金額、日数等に割合を乗じて算出します。）をお支払いします。（ケガの原因が病気のみに起因する場合は保険金支払の対象とはなりません。）

3. 児童・生徒の賠償事故の補償

賠償責任保険 PTA特別約款(児童・生徒賠償責任補償条項)

◎日本国内において発生した日常生活における児童・生徒の行為によって生じた偶然な事故(ただし、学校管理下の事故で、学校側に責任が認められれば、一般的に学校側が賠償責任を負います。)により、児童・生徒・親権者およびその他の法定の監督義務者が他人に法律上の賠償責任を負担することによって生じる損害を補償します。



●自転車で他人にケガをさせてしまった。



●自転車遊びをしていて転び、停車中の車にキズをつけた。



●学校の休み時間中に誤って教室のガラスを割ってしまった。
(学校側の管理に問題がなかった場合)



●他人の家壁に落書きをしてしまった。

令和4年4月1日「福島県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」が施行されました。その中で、未成年者が自転車を利用するときは保護者に自転車損害賠償責任保険等への加入が義務付けられました。

児童・生徒の賠償事故の補償は、福島県の自転車条例に対応された補償となっております。

Q 3年前に購入された他人のメガネを壊してしまったケースで、賠償責任保険の保険金支払いの対象と認められたときに、保険金の支払額はメガネの購入額になりますか。

A 保険金をお支払いする基準は、時価額(※)が限度となりますので、購入額全額をお支払いすることはできません。(※)「時価」とは、同等なものを新たに購入するのに必要な額から使用や経過年数などに応じた消耗分を控除した額をいいます。

Q バレーボールやソフトボールなどのスポーツ中や、鬼ごっこやハンカチ落としなどのゲーム中に、誤って他人のメガネを壊してしまった場合、賠償責任保険の保険金支払の対象となりますか。

A 一般的に、スポーツ中やゲーム中は、参加者同士が一定の危険を認識した上で参加していると考えられることから、法律上の賠償責任が発生しないとされており、賠償責任保険では対象となりません。ただし、参加者にルールを著しく逸脱した行為があった場合は、法律上の賠償責任が生じ、保険金の支払対象となる場合もあります。なお、状況によっては相手の児童・生徒にも事故の責任が認められることがあります。

4. PTAの賠償事故の補償

(PTA主催・共催行事に限る)

賠償責任保険 PTA特別約款(管理者賠償責任補償条項)

◎PTA活動中に、偶然な事故により、他人の身体の障害、または財物の損壊についてPTAが法律上の賠償責任を負担することによって生じる損害を補償します。

◎PTA活動を行うために他人から借り受けた財物を使用・管理している間、PTAの構成員であるPTA会員・児童・生徒が損壊・紛失したり盗取されたことによりPTAが法律上の賠償責任を負担することによって生じる損害を補償します。



●PTAが奉仕作業中(草刈り等)誤って車のガラスに傷をつけてしまった。



●PTAが借りたビデオカメラを落として壊してしまった。

Q 児童・生徒がPTA主催の球技大会(休日開催)の会場に向かう途中、誤って通行人にケガをさせた場合は、PTA賠償責任保険で保険金支払の対象となりますか。

A PTA賠償責任保険において、PTA行事に参加するための所定の場所と自宅との通常の経路の往復途上中は、PTAの管理下の範囲に含まれますが、PTAに管理上の責任が発生しないため、管理者賠償責任補償条項では支払の対象にはなりません。このようなPTA管理下に含まれない児童・生徒の(過失による)賠償事故については、児童・生徒賠償責任補償条項において支払対象となります。

【コース別会費と補償額】

コース	I	II	III	IV 特別支援学校用 (高等学校の年齢区分に 該当する生徒)
会費	1,000円	800円	670円	883円
兄弟がいる場合 1名当たりの追加会費	840円	670円	540円	753円
補償内容	保険金額			
学校管理下外の 児童・生徒のケガ <学校契約団体傷害保険>	死 亡	91万5千円	88万円	88万円
	後遺障害	3万6千6百円～ 91万5千円	3万5千2百円～ 88万円	3万5千2百円～ 88万円
	入院日額	1,700円	1,000円	1,000円
	手 術	入院中1万7千円 入院外8千5百円	入院中1万円 入院外5千円	入院中1万円 入院外5千円
	通院日額	1,300円	800円	800円
児童・生徒の賠償事故	-	1億円 (自己負担0円)	1億円 (自己負担0円)	100万円 (自己負担0円)
PTA行事活動中の 会員・児童・生徒のケガ <PTA団体傷害保険>	死 亡	596万円	515万円	515万円
	後遺障害	23万8千4百円～ 596万円	20万6千円～ 515万円	20万6千円～ 515万円
	入院日額	4,000円	3,000円	3,000円
	手 術	入院中4万円 入院外2万円	入院中3万円 入院外1万5千円	入院中3万円 入院外1万5千円
	通院日額	2,500円	2,000円	2,000円
PTA行事活動中の 賠償事故	身 体	1名3,000万円 1事故3億円 (自己負担1千円)		
	財 物	1事故500万円 (自己負担1千円)		
	借 用 物	期間中500万円 (自己負担5千円)		